

【別紙】

令和8年度 千葉県留学生受入プログラムについて

本プログラムは、在留資格「介護」※¹を取得し、介護福祉士として※²県内介護施設で就労することを目指す留学生（候補者）と、受け入れる介護施設を支援し、もって県内介護職員の確保を図ることを目的に実施するものです。この目的を達成するため「マッチング支援事業」と「学費及び居住費支援事業」を行います。

※¹ 在留資格「介護」を取得することにより、永続的な就労が可能になります。

※² 介護の専門学校を卒業し、国家試験に合格した場合、介護福祉士の資格を取得することができます。

1 事業の内容

(1) マッチング支援事業

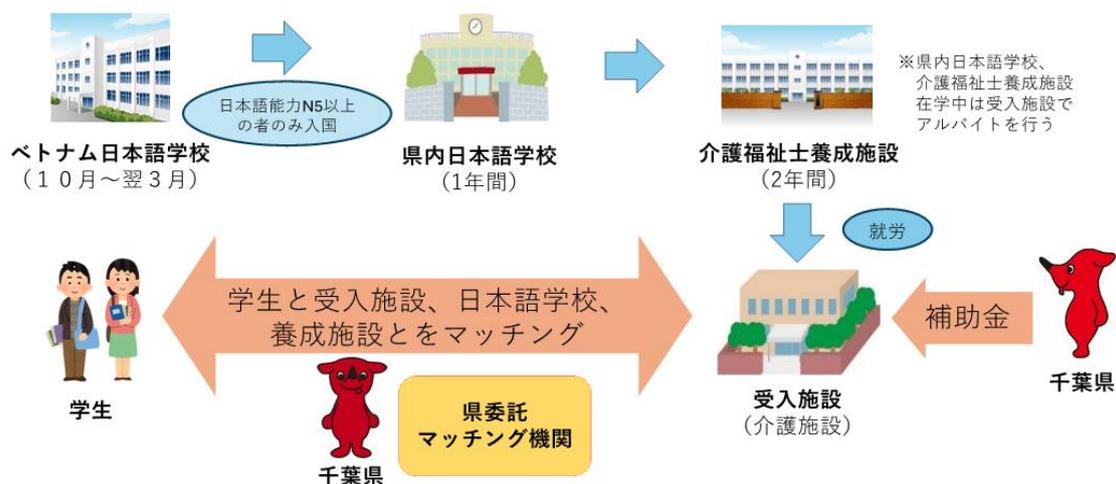
介護施設は、本プログラムに参加することによって、県内で介護職として就労することを希望する留学生候補者とのマッチングを受けることができます。

○ 本プログラムでは、令和8年度に、ベトナムの日本語学校（以下、「現地日本語学校」という。）に在籍し、県内で介護職として就労することを希望する留学生候補者と、外国人介護職員の受入を希望する介護施設とのマッチングを行います。

○ マッチングされた留学生候補者は、現地日本語学校で半年間日本語学習を行った後、入国後は1年間の県内日本語学校における日本語の学習と、2年間の県内介護福祉士養成施設における介護の勉強を経て、マッチングされた介護施設（以下、「受入施設」という。）に就労します。

なお、入国できるのは、現地日本語学校在籍期間の日本語能力がTOP Jテストの初級A-5以上、JLPTのN5以上又は日本語NAT-TESTの5級以上の認定を受けた者のみとします。

○ 本プログラムを円滑に進めるため、留学生候補者と介護施設とのマッチングを行うほか、入国後に通学する県内日本語学校及び介護福祉士養成施設とのマッチングを行い、留学生候補者が安心して日本に入国し千葉県で働けるよう、現地日本語学校から受入施設への就労までをしっかりとつないでいきます。



(2) 学費及び居住費支援事業

就労までの間、マッチングされた留学生候補者及び留学生（以下、「留学生等」という）の学習を支えるため、現地日本語学校及び県内日本語学校の学費、県内日本語学校及び介護福祉士養成施設在籍時の居住費について、受入施設から助成を行っていただきます。県はその半額を、受入施設に対して補助します。

○ 助成していただく金額（県補助対象経費）等は以下のとおりです。

留学生等が在籍する学校	助成対象	受入施設から留学生等への助成額（ア） （補助基準額）	県補助額（イ） （補助基準額の 1/2）
現地日本語学校 （令和8年度）	学 費	2万円/月 × 6月 = 12万円	6万円
県内日本語学校 （令和9年度）	学 費	5万円/月 × 12月 = 60万円	30万円
	居住費	3万円/月 × 12月 = 36万円 月3万円を超えて助成する場合 ^{※1} （5万円/月 × 12月 = 60万円）	18万円 （30万円）
介護福祉士養成施設 （令和10、11年度）	居住費	3万円/月 × 12月 × 2年 = 72万円	36万円
		月3万円を超えて助成する場合 ^{※1} （5万円/月 × 12月 × 2年 = 120万円）	（60万円）
県内日本語学校 介護福祉士養成施設 （令和9～11年度）	入居初期費用	入居に係る初期費用を助成する場合 ^{※2} （5万円/回かつ5万円/年度）	（2万5千円）

※1 居住費について、受入施設が通常の補助基準額である月3万円を越えて助成する場合、補助基準額を月5万円とすることができます。（令和7年度から）

※2 受入施設が、入居に係る初期費用等について助成する場合、留学生1名につき、入居1回につき5万円、かつ各年度5万円を上限に県の補助対象とすることができます。（令和7年度から）

※（ア）の補助基準額を上回って受入施設が助成することも可能です。ただし、県が補助する額は（イ）の額（補助基準額の1/2）が上限となり、この金額以上県が補助することはできません。

【参考：入居初期費用の補助例】

		R8年度		R9年度				R10年度			R11年度	
		2月	3月	4月	5月	6～2月	3月	4月	5月	6～3月	4月	5月
留学生				入国			転居					
例1	施設助成 月別金額		3万	2万			3万	2万				
	県補助				R8分 1.5万				R9分 2.5万			R10分 1万
例2	施設助成 月別金額			5万			5万					
	県補助				R9助成額10万円だが 補助対象上限は5万円				R9分 2.5万			

- ※ 受入施設が先に学費や居住費の支払いを行い、支払った翌年度の5月頃に、県から受入施設に対して（イ）の金額を補助金として支給します。
- ※ 県の補助を受けるために、毎年度、補助金交付申請・実績報告等の手続きが必要になります。

○ **介護福祉士養成施設の学費は、介護福祉士修学資金の利用を想定しています。（下記参照）**

【介護福祉士修学資金について】

1 主旨

介護福祉士修学資金は、介護福祉士養成施設に在学して資格を取得し、卒業後県内において介護等の業務に従事しようとする方を対象に、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）が無利子で資金を貸し付ける制度です。

なお、養成施設を卒業後1年以内に県内において介護等の業務に従事し、引き続き5年間（過疎地域等で勤務した場合は3年間）従事した場合は、返還債務の全部が免除されます。

2 貸付金額（上限） ※貸付金の交付は年2回に分けて行います。

- (1) 学費 月額5万円（2年間で120万円）
- (2) 入学準備金 20万円（初回貸付時に交付）
- (3) 就職準備金 20万円（卒業見込を確認後3月に交付）
- (4) 国家試験受験対策費 8万円（1年あたり4万円×2回）

3 連帯保証人 ※申請書類受付後、県社協において審査を行います。

(1) 個人の場合

- ①日本国籍又は永住権を有し、日本国内に居住する成年で申請日において75歳以下の方
- ②保証能力があり、年収150万円以上有する方
- ③千葉県社会福祉協議会が実施する他の貸付の借受人及び保証人になっていない方

(2) 法人の場合

- ①申請者（留学生）が在学している介護福祉士養成施設を運営する法人、又は申請者の就労（内定）先が返還免除対象業務に該当する場合、当該施設を運営する法人

②保証能力を有すること

- ・当期純利益が2期以上連続で赤字でないこと（特別な理由がある場合を除く）
- ・純資産（資産合計－負債合計）がマイナスとなっていないこと
- ・流動比率が120%を超えていること
- ・自己資本比率が15%を超えていること

③連帯保証人になることについて、法人の理事会又は取締役会において承認していること

※連帯保証人は、貸付決定後に退学・退職・帰国などにより、借受人との関係が変化したり関係がなくなったとしても、貸付金が全額返還（又は返還免除）されるまで、連帯保証人としての責務を負うこととなりますのでご注意ください。

4 養成施設卒業から返還免除に至るまでの手続き

- (1) 返還猶予申請（介護福祉士登録証の写しを添えて申請）
- (2) 業務従事届の提出（毎年、前年度1年間の従事状況を翌年度4月末までに報告）
- (3) 返還免除申請（介護福祉士登録後、継続して5年間従事した後に申請）

※上記の手続きが行われない場合や、5年未満で退職等した場合は、貸付金返還となります。
 ※返還事由の発生した翌月から貸付期間の2倍以内の期間に、全額返還していただきます。

5 その他

申請時の提出書類など貸付制度の詳細については、千葉県福祉人材センターのホームページ（<https://www.chibakenshakyo.net/loan/studyfunds/>）に掲載している「介護福祉士修学資金貸付制度の手引き」をご確認ください。

2 スケジュール（予定）

（1）全体スケジュール

- マッチングされた留学生等を正規職員として受け入れるのは、本プログラムに参加した5年目になります。なお、プログラムの2年目～4年目において、受入施設は留学生をアルバイトとして雇用していただきます。

1年目（令和 8年度）	現地日本語学校に在籍
2年目（令和 9年度）	県内日本語学校に在籍
3年目（令和10年度）	介護福祉士養成施設1年生
4年目（令和11年度）	介護福祉士養成施設2年生
5年目（令和12年度）	正規職員として就労

（2）令和8年度（プログラム1年目）のスケジュール（予定）

3～4月	• プログラム参加者（受入希望施設、県内日本語学校、介護福祉士養成施設）の募集・決定
4～6月	• 現地日本語学校においてプログラム参加者（留学生候補者）の募集 • 受入希望施設と県内日本語学校、介護福祉士養成施設をグルーピング • 受入希望施設に対する説明会
7月	• 受入希望施設と留学生候補者とのマッチング（履歴書等の書面及びインターネット（Zoom）による面接）
8～9月	• マッチングが成立した関係者間で協定書締結 • 受入施設から県へ補助金交付申請、現地日本語学校へ学費支払い
10月	• 現地日本語学校において学習開始（10月から6か月間）
11月	• 東京出入国在留管理局に留学生候補者の在留資格申請（県内日本語学校から申請。受入施設は経費支弁者として事前に書類作成に協力。）
令和9年2月	• 在留資格審査結果通知（県内日本語学校経由） • 留学生受入準備（3月下旬から4月初旬を目安に入国）
3月	• 県への補助金実績報告（5月下旬に県から補助金支給）

3 県内にいる留学生とのマッチング

- 本プログラムでは、既に県内日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍する留学生（国籍不問）とのマッチング（以下「県内マッチング」という。）も受けることができます。
- ただし、県内マッチングに申し込みができるのは、本プログラムによりベトナムからの留学生候補者を受け入れる介護施設に限らせていただきます。
- 県内マッチングを希望する受入施設の募集については別途ご案内します。
- 今後、県内マッチングへの参加を希望する留学生を募集しますが、留学生の在籍している学校によって受入施設への就労時期は異なります。

留学生の在籍している学校	県内 日本語学校	介護福祉士養成施設		受入施設に就労 (就労時期)
		1年生	2年生	
県内日本語学校	●⇒⇒	R9年度	R10年度	令和11年4月
介護福祉士養成施設1年生	—	●⇒⇒	R9年度	令和10年4月
介護福祉士養成施設2年生	—	—	●⇒⇒	令和9年4月

(注) ●は令和8年度にマッチングされたことを示す。

4 参加条件

(1) 参加基準

介護保険法に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型は除く)、認知症対応型共同生活介護のいずれかであること。

(2) 役割

- ① 1施設あたり2名以上の留学生等を受け入れること。ただし、既に本プログラムによる留学生や職員が在籍している施設は1名の受入れも可とする。
- ② 留学生に対するアルバイト賃金は、日本人と同等以上とすること。
- ③ 正式採用後の報酬額及びその他待遇は、日本人が従事する場合と同等以上とすること。
- ④ 外国人介護職員(受入施設でアルバイト中の留学生を含む)に対する生活面でのサポート担当、介護現場でのサポート担当を配置すること。
- ⑤ 県が実施する中堅管理者向け労務研修に、中堅職相当の職員が参加すること。
- ⑥ 留学生の住居の確保については、県内日本語学校及び介護福祉士養成施設への通学についても配慮し、十分なサポートを行うこと。
- ⑦ マッチングされた留学生が県内日本語学校及び介護福祉士養成施設に在学中は、原則として当該留学生をアルバイトとして雇用すること。

なお、受入施設と県内日本語学校又は介護福祉士養成施設の距離が遠く、平日は受入施設でアルバイトを行うことが困難な場合は、週末や長期休暇中にアルバイトを行うことも考えられるため、住居の確保や通学への配慮等の便宜を図ることが望ましい。

- ⑧ 千葉県外国人介護人材支援センター（以下外国人センターという）と連携して、きめ細かく留学生を支援すること。
- ⑨ 就労の際には、法人が定める勤務条件、休暇制度により処遇することとあわせ、外国人介護職員の帰郷に配慮し、年に一度、1週間程度の休暇取得の便宜を図ることが望ましい。
- ⑩ 介護福祉士国家試験に不合格となり、就労しながら再度受験しようとする外国人介護職員に対しては、最大限の配慮を行うこと。
- ⑪ マッチング機関や外国人センターが実施する調査等に協力すること。
- ⑫ 留学生が日本へ入国するに当たって、経費支弁者（留学生在学中の学費や生活費の責任を持つ者）として、県内日本語学校の在留資格申請書類作成に協力すること。
- ⑬ 留学生が介護福祉士修学資金を借り入れるにあたり、他に適当な連帯保証人がいない場合には、法人保証の制度を活用して連帯保証人となるよう協力すること。

ただし、介護福祉士養成施設に在籍中に留学生が本プログラムを離脱したときは、介護福祉士養成施設に対し、連帯保証人としての負担軽減について協議できるものとする。

5 注意事項

- 介護福祉士養成施設卒業者に対する介護福祉士経過措置^{*}登録は以下のとおり令和8年度卒業者まで適用されることとされています。（令和8年2月現在）
※社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）の施行（平成29年4月1日）から令和9年3月31日までに介護福祉士養成施設を卒業した者については、介護福祉士試験に合格しなくても（不合格又は受験しなかった者）、卒業年度の翌年度から5年間は介護福祉士となる資格を有する者とする経過措置が設けられています。
- 留学生等の参加状況等により、必ずしも希望の留学生等とマッチングされとは限りません。
- 入国に向けては、東京出入国在留管理局による「在留資格認定証明」と在ベトナム日本国大使館による「査証交付」の審査を受けます。必ずしもマッチングされた留学生候補者が全員入国できるわけではありません。
- 留学生候補者が県内日本語学校に在籍する前に本プログラムから離脱した場合は、現地日本語学校の学費として助成していただいた金額は返還されます。ただし、病気等やむを得ない理由と認められる場合は、返還を求めることはできません。
- 入国してから勤務するまで3年間ありますので、その間に留学生が本プログラムの継続を断念してしまうことも考えられます。仮に離脱してしまった場合、受入施設は、留学生に対して、離脱した年度に行った助成金のみ返還を求めることができます。ただし、病気等やむを得ない理由と認められる場合は、返還を求めることはできません。

- 留学生には十分な資力がないことが一般的です。また、学費は、学校から受入施設に請求があり、受入施設が一時的に立て替えて支払う必要があります。

なお、留学生が生活に要する費用で、学費・居住費の補助や修学資金貸付を超える費用を受入施設が立て替えて支払った場合、留学生への「貸付（貸与型奨学金）」として返済を求めることはできますが、その場合であっても、留学生が介護福祉士養成施設を卒業し、職員として就職した後に、生活に支障のない範囲内で分割返済とするなどの配慮をお願いします。在学中の返済や一括での返済を求めることはできませんので、十分ご注意ください。

※留学生に不足額等の貸付を行う際は、以下ホームページに掲載されている「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項（平成30年3月法務省入局管理局）」を十分ご確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/jinzai/documents/kaigo-betten.pdf>

(例① 日本語学校の学費が年額80万円の場合)

施設からの助成額60万円（うち30万円は県補助）と80万円との差額20万円について、受入施設が立替払い。

(例② 介護福祉士養成施設の1年目の学費120万円の場合)

介護福祉士修学資金（県社協から留学生へ貸付）84万円と120万円の差額36万円について、受入施設が立替払い。

- 入国後3年間は留学生です。アルバイトとして勤務していただきますが、介護福祉士国家資格の取得が目標であり、学業が本分であることに十分ご配慮ください。
- 勉強に集中するためや、病気等によりアルバイトができない場合も想定されます。本人の生活費に余裕がない場合などは、支援をお願いします。
- 留学生に日本の文化や生活習慣などを教えるとともに、受入施設で働く日本人職員にも外国人介護職員の出身国の文化や生活習慣、外国人介護職員を受け入れる理由などを周知し、相互理解ができるよう努めてください。
- 留学生の受入れや外国人介護職員の雇用に当たっては、介護保険法、老人福祉法、その他関係法令及び各種基準等を確認の上、遵守いただくようお願いします。